

第 号
平成 年 月 日

東広島市西条昭和町 12 番 4 号

株式会社 中央鑑定所

代表取締役 畠 中 政 國

鑑 定 評 価 依 頼 書

つぎの条件により、土地の鑑定評価を依頼します。

1 評価依頼地

末尾記載のとおり

2 鑑定評価決定の基準となる日

年 月 日

3 評価依頼の目的

4 鑑定評価によって求めるべき価格

鑑定評価によって求めるべき価格は、次の各号に掲げる条件をみたした価格とすること。

(1) 評価依頼地の正常価格であること。

(2) 評価依頼地の地形、形状、間口、奥行、高低等の個別的要因を考慮した価格であること。

- (3) 評価依頼地に所有権以外の権利又は建物その他の物件が存在しないものとしての価格であること。
- (4) 事業の施行が予定されることにより、当該評価依頼地の価格が低下したと認められるときは、当該事業の影響がなかったものとしての価格であること。
- (5) 都市計画地域においては、区域内に地価公示法（昭和 4 4 年法律第 4 9 号）第 6 条の規定により価格が公示された標準地であるときは、公示価格を基準とし、相互の関連を明らかにした価格であること。

5 その他の依頼条件

鑑定評価の決定理由については、当該価格が決定されるに至った経過及び理由を分析して明示し当方に納得できるように記載し、必要に応じて採用した資料、鑑定評価の手順等に関する事項を明らかにすること。

6 鑑定評価書の提出期限

年 月 日

7 鑑定書の必要部数

正本 部 副本 部

8 現地確認のための立会日時及び集合場所

双方協議して定めるものとする。

9 鑑定評価報酬の額及び支払条件等

- (1) 鑑定評価報酬の額は、鑑定評価後の評価額を基にして、「公共事業に係る不動産鑑定評価報酬基準」により算定した額とする。
- (2) 鑑定評価書の提出を受けた後、この依頼書により求める履行の確認を終えた後、貴殿が提出する適法な支払請求書を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。

10 再鑑定評価又は補完等

- (1) この依頼書による鑑定評価条件等に適した鑑定評価を行われなかった場合には、再鑑定評価を求め、又は鑑定評価額の決定理由の不備の補完若しくは採用した評価に関する資料鑑定評価の手順等に関する事項の追加を求めることがある。
- (2) 前項の再鑑定評価又は不備の補完等のために要する費用は、貴殿の負担とする。

11 不動産鑑定士等の除斥

評価依頼地の鑑定評価にあたって、次の各号の一に該当する不動産鑑定士又は、不動産鑑定士補に当該土地の鑑定評価を行わせてはならない。

- 一 評価依頼地の所有者又は評価依頼地に関して所有権以外の権利を有する者。
- 二 前項に掲げる者の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族、同居の親族、代理人又は保佐人である者。
- 三 前2号に掲げる者のほか、評価依頼地の評価の公正を妨げる事情があると認められる者。

12 添附資料

位置図	(縮尺	分の1)	部
平面図	(縮尺	分の1)	部

土地の表示

市
郡

町
村 地内

所 在	公簿地目	現況種別	地積 m ²	所 有 者